

とこワク (Work × Innovation) 推進業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 業務名 とこワク (Work × Innovation) 推進業務委託
- (2) 業務内容 別紙「とこワク (Work × Innovation) 推進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契約期間 契約の日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 契約上限額 9,073,717円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 委託契約の方法

- (1) 委託方法
企画提案コンペによる随意契約
- (2) 契約の相手方の選定
本参加仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、三重県雇用経済部県産品振興課が設置する「とこワク (Work × Innovation) 推進業務委託 コンペ選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を業務委託の相手方候補に選定する。
- (3) 契約の根拠
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

3 企画提案事業者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

- (1) 企画提案事業者の資格
 - (ア) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - (イ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと
 - (2) 共同企画提案事業者の資格等
複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
 - (ア) 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載すること。
また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」(第1号様式-2-1若しくは第1号様式-2-2)を提出すること。
- ※ 「分担履行型」(第1号様式-2-1)… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方

式

- ※ 「共同履行型」(第1号様式-2-2) … 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式
- (イ) 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- (ウ) 幹事者及び共同提案者については、前項(ア)、(イ)に該当することが必要である。
- (エ) 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

(3) 最優秀提案者の資格等

- (ア) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (イ) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (ウ) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 失格事項

- 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (ア) 上記(1)、(2)及び(3)に定めた資格が備わっていないとき。
 - (イ) 複数の提案書等を提出したとき。
 - (ウ) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
 - (エ) 提出された書類に虚偽または不正があったとき。
 - (オ) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - (カ) 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
 - (キ) その他提案者及びその関係者において不法又は不正な行為があったとき。

4 選考のスケジュール

- (1) 公募及び質問受付開始
令和5年5月12日(金)
- (2) 参加意思表示受付締切
令和5年6月2日(金) 12時00分必着
- (3) 質問の受付締切
令和5年6月14日(水) 12時00分必着
- (4) 質問の回答期限
令和5年6月15日(木)
- (5) 参加資格確認審査の結果通知
令和5年6月16日(金)

- (6) 企画提案書等の提出締切
令和5年6月21日(水) 15時00分必着
- (7) 企画提案コンペの実施
令和5年6月26日(月)
- (8) 審査結果の通知
～令和5年6月28日(水)

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行うこと。

- (1) 提出締切 令和5年6月2日(金) 12時00分必着
- (2) 提出場所 「18 事務担当」に記載の電子メールアドレスまたは所在地
- (3) 提出方法 上記(2)の提出場所に、「参加資格確認申請書」(第1号様式)1部を提出(電子メールへの添付、郵送又は持参)。
 - ※ 電子メールによる添付を行う場合は「開封確認リクエスト」の設定を行ったのちに送信すること。
 - ※ 郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。
 - ※ 持参については開庁日のみ(土日祝除く平日8時30分～17時15分)
 - ※ 必要な添付書類については、同様式に記載のとおりとする。

6 企画提案参加予定者の資格審査及び結果通知

- (1) 企画提案参加予定者の資格審査
提出された「参加資格確認申請書(第1号様式)」により、上記4「参加資格に関する事項」の有無について審査を行う。
- (2) 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、令和5年6月16日(金)16時00分までに各申請者あてにメールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 募集開始日～令和5年6月14日(水) 12時00分必着
- (2) 提出方法 上記5(2)に同じ
- (3) 提出場所 上記5(2)の提出場所に、「企画提案コンペにかかる質問」(第3号様式)を提出(電子メールへの添付、郵送又は持参)。
- (4) 質問に対する回答
質問が提出された翌開庁日の16時00分まで(最終:令和5年6月15日(木)16時00分まで)に、回答を三重県ホームページに掲載する。企画提案に参加を希望する者は、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書提出前には質問内容に対する回

答ページを確認すること。

ただし、質問者のアイデア、ノウハウ等に関わる部分など、他の参加予定者に周知されることにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答する場合があるので留意すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等および見積書の提出者

企画提案書等は、上記6(1)の資格審査において参加資格があると認められた者のみ提出することができる。

(2) 提出期間等

(ア) 提出締切 令和5年6月21日(水) 15時00分必着

(イ) 提出場所 上記5(2)に同じ

(ウ) 提出方法 郵送又は持参すること。

※ 郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること

※ 持参については開庁日のみ(土日祝除く平日8時30分～17時15分)

※ 参加資格があっても、提出締切までに資料の提出がない場合は、企画提案コンペへの参加を辞退したものとみなすこととする。

(3) 企画提案書等(見積書含む)の内容及び提出部数

【提出物】

(ア) 企画提案書

提案書の体裁は30頁以内、文字は11ポイント以上で作成し、両面印刷のうえページ番号を記載すること。

提案書には下記A)～D)を含めるとともに、仕様書に基づき、できる限り具体的かつ効果的な内容で提案すること。

最優秀提案を選定後、県と協議のうえ、企画提案書に記載された内容を基に委託契約を締結する。

A) 提案者の組織概要

- ・ 組織及び事業概要
- ・ 類似業務の施行実績(事業内容、成果等)(3件まで)

B) 業務全体コンセプト

- ・ ワークーションを通じた関係人口拡大に向けて三重県が置かれた現状と課題の認識を記載すること。
- ・ 企業とのマッチング方法を具体的に記載すること。マッチング企業候補があれば提案に含めること。
- ・ プログラムのブラッシュアップや造成を行う体制の他、実施について効果的な手法があれば具体的に記載すること。

- ・ 地域コーディネーター同士をつなぐ手法やつながりづくりのイベント、SNS等の企画について、具体的に記載すること。また、ネットワーク構成員候補があれば提案に含めること。
 - ・ 企業啓発にかかるセミナー等について、内容や手法を具体的に記載すること。
 - ・ 他者に優位である点等のアピールポイント
- C) 当該受託業務のスケジュール
- D) 当該受託業務の実施体制

(イ) 見積書

第4号様式の1及び2により、仕様書2及び4の実施にかかる必要経費、その他管理・企画費等必要経費の総額及び内訳を作成すること。

内訳の項目は必要に応じて追加修正すること。

見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。なお、前記1(4)に示した契約上限額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額であるため注意すること。企画提案書及び見積書については、合わせて一冊の形状とすること。

【提出部数】 8部（正本1部、副本7部）

9 企画提案コンペの実施・方法等

(1) 日程・場所

(ア) 日時：令和5年6月26日（月） ※改めて別途通知します。

(イ) 場所：三重県庁内または三重県庁付近の会議室

(2) 実施方法

(ア) 対面若しくは県が指定するWEB会議システムを活用したプレゼンテーションのいずれかとする。

(イ) プレゼンテーションは原則、提案者本人が行う。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、プレゼンテーションについて代理人に委任しているときは、その代理人によるものとする。

(ウ) 場所及び開始時間は参加資格の結果と合わせて通知するものとする。提案者による企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度、計30分程度とする。

(エ) プレゼンテーションは提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとする。（別途機器を使用してのプレゼン等は不可）。

(オ) 選定委員会において必要と判断した場合、補足資料の提出を求めることがある。

(カ) 提案者が1者の場合でも本企画提案コンペは成立するものとする。ただし、当該提案者から提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行った結果、

最低基準点を下回った場合は、業務委託の相手方候補者として選定しないものとする。

(キ)選定結果については、各提案者に対してメールにて通知する。

(3) 企画提案書等の評価項目及び判断基準については、以下のとおりとする。

【評価項目】

(ア) 企画性 (5点×2)

- ・提案内容は、本県が置かれた現状や課題にかかる認識をはじめ、当事業の目的や趣旨を的確に理解した上で、要求仕様に合致した具体的かつ効果的なものとなっているか。
- ・提案内容は、自社の強みを生かすなど独自能力が発揮され、構想力のあるものとなっているか。

(イ) 業務遂行能力 (5点×2)

- ・運營業務の所定の目的を達成するのに必要な体制(県との連絡体制、社外組織との連携がある場合、その必要性と連携の内容を含む)となっているか。
- ・提案内容は、実現可能性が十分に考慮されており、実行可能と判断できるものとなっているか。
- ・各種数値目標は、意欲的かつ実現可能な設定であり、達成が可能であることの説明が根拠とともにされているか。

(ウ) 専門性 (5点)

- ・当事業を実施するにあたり、必要なノウハウやネットワーク、過去に類似の業務を行うなど十分な専門性を有しているか。

(エ) 計画性 (5点)

- ・事業開始から完了までのスケジュールは、具体的で無理のないものであるか。

(オ) 積極性 (5点)

- ・独自提案がなされており、ワーケーションを通じた関係人口拡大の観点から効果が期待できるものとなっているか。

(カ) 経済性 (5点)

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

【最低基準点】

24点

10 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

①契約実績証明書(第5号様式)

業務完了認定書等、契約の履行を証する書類を添付してください。

- ②消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その3未納税額のない証明用）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可。（その3の2）または（その3の3）でも可。）
- ③三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可。）
- ④新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、期限までに上記（2）及び（3）の提出または提示ができない者にあつては「申立書」（第6号様式）

1.1 契約の締結

発注者である三重県（以下「事務局」という。）は、三重県会計規則第65条第3号の規定により作成された予定価格の範囲内で、業務委託の相手方候補者に選定された最優秀提案者と、速やかに契約のための諸条件や仕様内容の確認調整を行う。

また、最優秀提案の次点の提案者に対しては、最優秀提案者が契約に際し不具合、事故等あるときは、契約交渉相手として事務局から連絡することがある。

なお、参加資格に関する諸条件は、契約に際しても同様に確認を行うものとする。

契約にあたっての主な留意事項は下記のとおりとする。

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (3) また、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (5) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

1 2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1 3 委託料の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによる。

1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ③発注所属に報告すること
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②または③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1 6 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

1 7 その他

- (1) 提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出のあった企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない（該当部分について個別に協議する。）。

- (5) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

18 事務担当

三重県雇用経済部県産品振興課（担当者：鈴木、山村）

住 所：〒514-8570 津市広明町13 三重県庁8階

電 話：059-224-2386

メールアドレス：suzuks06@pref.mie.lg.jp、yamamy31@pref.mie.lg.jp